

## 公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、リハビリテーションに関する医学の発展と知識の普及、学術文化の向上に関する事業を行い、もって医療及び社会福祉の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会、研修会等の開催
- (2) 会誌及び図書等の刊行
- (3) 専門医・認定臨床医及び研修施設の認定
- (4) リハビリテーション医学に関する教育・研究
- (5) リハビリテーションの啓発・普及活動ならびに政策等の提言
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国及び必要に応じて海外において行うものとする。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同する医師及びその他の医療福祉関係者、自然科学者、人文科学者をもって構成し、会員のうち第12条による社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 この法人の会員は、入会を認められた次の6号に該当するものとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する医師及び本会の理事会で特に認められた者
- (2) 名誉会員 本会の目的及び事業に多大なる寄与をなした者で、理事会及び社員総会で承認された者
- (3) 功労会員 本会の管理運営に多大なる貢献をなした者で、理事会及び社員総会で承認された者

- (4) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は法人
- (5) 特別会員 Honorary Member 又は Corresponding Member として別に定められた者
- (6) 専門職会員 本会の目的に賛同する専門職で、理事会の定めるところにより入会を認められた者  
専門職会員は第8条4項に規定されている権利を有しない。

#### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、功労会員及び特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾及び社員総会の承認をもって会員になるものとする。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 会費は特別な理由がある場合は、別に定める規則により免除することができる。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

#### (会員の権利)

第8条 会員は次の権利を有する。

- (1) この法人の主催する学術集会で研究発表すること。
- (2) この法人の発行する会誌に学術論文を投稿すること。
- (3) この法人の発行する会誌の頒布を受けること。
- (4) 会員は、第12条第7項に規定された社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

#### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第11条 会員は、前2条のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 保佐開始又は後見開始の審判を受けたとき。
- (4) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (6) 除名されたとき。

2 正会員である代議員が会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失する。

#### 第4章 社員

(社員)

第12条 この法人では、概ね正会員30名に1名の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。

2 社員を選出するために、正会員による社員選挙を行う。

3 社員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の社員選挙に立候補することができる。

4 正会員は第2項の社員選挙において、等しく社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は社員を選出することはできない。

5 社員の任期は、選任の2年後に実施される社員選挙終了時までとし、再任を妨げない。ただし、社員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。

6 社員が欠けた場合又は社員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の社員を選挙することができる。補欠の社員の任期は、任期の満了前に退任した社員の任期の満了する時までとする。

7 社員は法人法に規定された次に掲げる権利を、この法人に対し行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項、第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

8 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって

生じた損害を賠償する。また、この責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。

## 第5章 社員総会

### (構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

### (権限)

第14条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員となる資格及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項及び理事会で必要と認めた事項

### (開催)

第15条 社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に定時社員総会を開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第16条 社員総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (議長及び副議長)

第17条 社員総会の議長及び副議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

### (議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

### (決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 あらかじめ通知された事項について電磁的方法をもって、社員はその表決を行うことができる。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

(会員への通知)

第22条 社員総会の議決の要領及び議決した事項は、この法人の会誌に掲載し、会員に通知する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事16名以上20名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を理事長、5名以内を副理事長とする。

3 第2項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号に掲げる代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選出する。

3 この法人の理事には、他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えることになってはならない。監事についても、同様とする。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げないが、最大4期を超えることができない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げないが、最大2期を超えることができない。

3 従前理事に就任していた者が監事に選任される場合、または、従前監事に就任していた者が理事に選任される場合は、前2項の各任期内であり、かつ通算して最大4期を超えることはできない。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行を決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 各種委員会

(委員会)

第35条 この法人に、必要に応じ各種委員会を置くことができる。

## 第9章 資産及び会計

### (基本財産)

第36条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない、やむを得ず処分し、又担保に供する場合には社員総会の決議を得る必要がある。

### (資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

### (事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。



- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散できる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該公益認定の取消の日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(事務局の設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び職員の処遇等運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

## 第12章 公告の方法及び情報公開

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由において前項の電子公告を行えないときは、東京都において発行される読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞に掲載する方法による。

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況及び財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

### 第13章 補則

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の承認を経て、別に定める。

(附 則)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は、里宇明元とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の施行後最初の代議員は、第12条第1項から第5項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。

(附 則)

1 この定款の改正は、平成28年12月13日から施行し、平成28年12月26日より適用する。

(附 則)

1 この定款の改正は、平成29年6月7日から施行する。

(附 則)

1 この定款の改正は、平成30年6月27日から施行する。

(附 則)

1 この定款の改正は、令和4年9月17日から施行する。

1 この定款の改正は、令和5年6月28日から施行する。